

市有財産売払一般競争入札応募要領 (令和8年4月公売分)

南九州市

市有財産の売払については、一般競争入札方式を採用していますので、この冊子をよくお読みのうえ、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

南九州市役所財政課

〒897-0392

南九州市知覧町郡 6204 番地

TEL (0993) 83-2511

南九州市が所有する土地を一般競争入札により売払います。

一般競争入札による売払いとは、一定の資格を有する不特定多数の方が入札の方法により競争し、南九州市があらかじめ定めた価格（以下「最低売却価格」という。）以上で、最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

売払物件は、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなります。

入札に参加される方は、この案内書及び現地等を熟知のうえ、申込手続きをされますようお願いいたします。

目次

○ 一般競争入札による市有財産売払いの流れ	2
○ 一般競争入札による市有財産売払応募要領	
1 売払物件	3
2 入札参加の資格	3
3 入札の日時及び場所	3
4 入札参加の申込方法	4
5 物件の確認等	4
6 入札保証金	5
7 入札及び開札	5
8 落札者の決定	6
9 用途の制限等	6
10 契約の締結等	7
11 売買代金の支払方法	7
12 所有権の移転等	7
13 契約費用及び公租公課等	8
14 留意事項	8
15 問い合わせ先	8
○ 市有財産売買契約書	9～12
○ 一般競争入札参加申込書	13
○ 誓約書	14
○ 入札書	15
○ 入札書封筒記入例	16
○ 委任状	17
○ 平面図	18
○ 位置図	19～20

一般競争入札による市有財産売払いの流れ

申込書の配布	令和8年4月1日（水）～令和8年7月10日（金） ※ 南九州市ホームページからダウンロードできます。
入札参加申込	令和8年4月1日（水）～令和8年7月10日（金） 午前9時00分～午後5時00分 申込先 南九州市役所 財政課 管財係 kanzai@city.minamikyushu.lg.jp ※申し込みは電子メールにて行ってください。
入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加する場合は、入札保証金の納入が必要となります。 ・入札保証金は、入札する金額の100分の5以上の金額とし、南九州市が発行する納入通知書により納入のうえ、令和8年7月10日（金）午後5時まで、財政課管財係へ入札保証金の「領収書」を提出ください。 ・入札保証金は入札終了後、還付します。ただし、落札者は契約保証金の一部に充当させていただきます。
入札受付	令和8年8月5日（水）午前9時00分～午前9時30分 南九州市役所 知覧庁舎 東別館3階 大会議室で行います。 ※ 入札受付時間に遅れて来られた方は、入札に参加できません。
入札・開札 落札者決定	令和8年8月5日（水）午前9時30分～午前10時30分 南九州市役所 知覧庁舎 東別館3階 大会議室で行います。 入札締め切り後、直ちに開札し、落札者を決定します。
契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・落札決定の日から5日以内に売買契約を締結していただきます。 ・売買契約書（南九州市保管用となるもの1部）に貼り付ける収入印紙は、落札者に負担していただきます。
売買代金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時に売買代金全額を納入するか、契約締結時に契約保証金を納入して売買代金と契約保証金との差額を南九州市が発行する納入通知書により、契約締結後30日以内に納入していただきます。 ・契約保証金は、その全額を売買代金の一部として充当します。ただし、残額の支払いが行なわれなかった場合は、契約保証金は南九州市に帰属します。
所有権の移転等	<ul style="list-style-type: none"> ・所有権は、売買代金の支払いが完了した日に移転します。 ・物件の引渡しは、現状のままで行います。 ・登記の手続きは、南九州市が行います。 ・登記に必要な登録免許税等の費用は、落札者に負担していただきます。

一般競争入札による市有財産売払応募要領

一般競争入札による市有財産の売払いについては、関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとします。

1 売払物件

物件番号	物件名	所在地	地目・構造等	土地・延床面積 (㎡)	法令等に基づく土地の制限等	その他
1	旧青戸中学校 教頭住宅	南九州市穎娃町 上別府 4773 番 23	(土地) 宅地 1 筆	479.49	都市計画区域内 (無指定) 建ぺい率 70% 容積率 400%	建物 2 棟 S58.3.1 建築
			(建物) 住宅:コンクリートブロック造 陸屋根	70.00		
			車庫:木造 スレート葺	17.50		

※入札時の留意点

- (1)電柱等の移設交渉や費用が発生する場合は購入者の負担になります。
- (2)隣接者との境界は確定されております。詳しくは財政課管財係にご確認ください。
- (3)車庫シャッターの開閉はできますが、鍵はありません。
- (4)石綿（アスベスト）含有調査により、車庫屋根の屋根材に石綿が確認されています。
- (5)物件引渡前に土地の清掃・除草作業等を行いません。塀や擁壁等も含めすべて現状での引渡になります。
- (6)購入後の用途には制限がありますので6ページ「9用途の制限等」をご覧ください。
- (7)土地の所有権移転登記は南九州市で行います。登記の登録免許税は購入者の負担になります。

2 入札参加の資格

入札の参加は、個人又は法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。また、代理人として参加することもできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び第6号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその団体の役員若しくは構成員
- (4) 南九州市のおこなった市有財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から2年を経過していない者
 - ア 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者
- (5) 市税等の滞納がある者

3 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月5日（水）午前9時30分
（受付：午前9時00分～午前9時30分）
- (2) 場所 南九州市知覧町郡6204番地
南九州市役所 知覧庁舎 東別館3階 大会議室

4 入札参加の申込方法

申込方法は、電子メールによるものとします。

(1) 申込の条件

ア 物件に対し2名以上の共有名義による申込みもできます（一般競争入札参加申込書には代表者1名が申込者欄に、代表者以外の方は共有者の欄にご記入ください。申込受付期間終了後、単独から共有に変更することはできません）。

イ 落札後の売買契約及び所有権の移転登記は、一般競争入札参加申込者と異なる方とは行いません。

(2) 申込書類

申込書等については、本案内書に記載の様式を使用してください（南九州市のホームページからダウンロードできます）。

	個人の場合	法人の場合
①	一般競争入札参加申込書（13 ページ）	
②	印鑑登録証明書	印鑑証明書
③	住民票抄本（外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書）	法人の登記事項証明書
④	誓約書（14 ページ）	
⑤	南九州市税等の納税証明書（入札参加資格申請用）	

ア 証明書類は、発行後3か月以内のものに限ります。

イ 複数の物件に申込される場合は、物件毎に申込書類（原本）の提出が必要です。

ウ 提出書類の作成に要する費用は、入札参加申込者の負担とします。

エ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません。

(3) 申込受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内にご提出ください。

申 込 受付期間	令和8年4月1日（水）～令和8年7月10日（金） （土曜日、日曜日及び祝日を除く）
時 間	午前9時00分～午後5時00分
受付場所	南九州市役所 財政課 管財係 kanzai@city.minamikyushu.lg.jp

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 申込書類に必要事項を記入し、法人代表者印又は実印を押印のうえ PDF ファイルにてご提出ください。

イ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が申込まれる場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状をご持参ください。

ウ 共有名義で申込みされる場合は、共有者の中で代表者を1名選任し、その代表者を一般競争入札参加申込書の申込者欄にご記入ください。この場合において、その代表者以外の方は、代表者に入札に関する一切の権限を委任していただくことになります。

エ 入札参加申込の変更又は取り下げは、申込受付期間内に限り行うことができます。この場合、理由を記入した書面をご提出ください。

オ 申込手続きが完了したときは、一般競争入札参加申込書の写しをお渡しします。

5 物件の確認等

現地説明会は、開催しません。売払物件は、現状引渡しとなりますので必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせる等の調査を行ってください。また、売払物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。

なお、現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

6 入札保証金

入札に参加しようとする場合は入札保証金の納入が必要です。

- (1) 入札保証金は、入札する金額の 100 分の 5 以上の金額とし、南九州市が発行する納入通知書により納入のうえ、令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時までに、財政課管財係へ入札保証金の「領収書」を提出ください。
- (2) 入札保証金は、入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の一部に充当します。
- (3) 南九州市契約規則（平成 19 年南九州市規則第 51 号）第 6 条の規定に該当する方は、入札保証金の納付の免除ができますので関係書類をご提出ください。

7 入札及び開札

入札に参加できる方は、申込者（共有名義の場合はその代表者）のみです。申込者が入札に参加できない場合は、申込者に代わって代理人が入札に参加することができます。この場合、入札参加受付時に委任状をご提出ください。

(1) 入札日時及び入札場所

入札日及び入札場所	入札受付時間	入札開始時間
令和 8 年 8 月 5 日（水） 南九州市役所 知覧庁舎 東別館 3 階 大会議室	午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 30 分	午前 9 時 30 分から

※ 受付を済ませた方は、市担当者の指示する場所で入札開始時刻までお待ちください。

※ 入札終了後、落札者へ契約手続きの説明を行います。

(2) 入札当日に必要なもの

1	一般競争入札参加申込書の写し	入札参加申込時に電子メールで交付を受けたもの（受付印のあるもの）
2	入札書	所定の入札書（15 ページ参照） ※入札金額及び必要事項を記入し押印されたもの
3	封筒	外から中身が透けて確認できるものは不可（16 ページ参照）
4	委任状	代理人が入札される場合（17 ページ参照）
5	印鑑	一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のもの 代理人が入札する場合は、委任状の「代理人使用印」と同一のもの
6	筆記用具	黒インクの万年筆又はボールペン
7	身分証明書	マイナンバーカード等の写真付きで、入札者または代理人であることが確認できるもの

(3) 入札参加受付

- ア 入札受付時間内に、参加申込時に送付した一般競争入札参加申込書の写しを受付に提示してください。
- イ 入札受付時間に遅れて来られた方は、入札に参加することができません。
- ウ 代理人が入札に参加される場合は、入札参加受付時に委任状を提出してください。
- エ 1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(4) 入札書の提出等

入札書（15 ページ）に必要事項を記入し、押印のうえ封筒に入れて、市担当者の指示に従い提出してください。

- ア 入札書に押印する印鑑は、入札者（申込者）は一般競争入札参加申込書の申込者印、代理人は委任状の代理人使用印と同一のものを使用してください。
- イ 封筒には、入札者（申込者）の住所及び氏名（代理人の場合は代理人の住所及び氏名も併記）を表記してください。（16 ページ参照）
- ウ 入札書及び封筒の記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
- エ 提出した入札書の書き替え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札に出席しなかった方又は、入札開始時刻に遅刻した方は、棄権とみなします。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札に際して連合その他不正行為があった入札
- ウ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- エ 入札書の金額を訂正した入札
- オ 記名押印のない入札
- カ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- キ 入札保証金額が入札額の100分の5に満たない入札（1回目の入札のみ）
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

開札は、入札終了後、直ちに入札参加者の面前で行います。

(7) 入札の延期、中止

不正な行為により入札の公正な競争が妨げられると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期又は中止することがあります。

8 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、南九州市が定める最低売却価格以上（非公開）で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となる同価格の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。くじを引かない者がいるときは、入札に関係のない市職員にくじを引かせ決定します。この場合、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の結果、落札者があるときはその落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で公表します。
- (4) 入札結果は、落札者の法人・個人の別及び落札金額を市ホームページに掲載しますので、あらかじめご了承ください。

9 用途の制限等

売買物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 契約者は、売買契約締結の日から5年間は、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸すことはできません。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するもの
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するもの
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設その他これに類するもの
 - オ 悪臭や騒音など地域住民に迷惑がかかる施設等に類するもの
- (2) 市は、上記指定期間中において、(1)に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができます。また、契約者は、正当な理由無くして実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはいけません。
- (3) 契約者は、上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する金額を市に支払わなければなりません。

10 契約の締結等

- (1) 落札者は、落札決定の日から5日以内に売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに売買契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。
- (3) 売買契約の締結は、落札者名義で契約を締結します。また、共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約締結となります。
- (4) 売買契約に要する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (5) 売買契約締結の際には、一般競争入札参加申込書の申込者印（共有名義の場合は共有者全員の印）が必要です。また、売買契約に必要な収入印紙は契約書に貼付又はご持参ください。

11 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、次の方法により支払っていただきます。

売買契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額（千円未満切り上げ）を納入していただき、売買代金と契約保証金との差額を南九州市が発行する納入通知書により、契約締結の日から30日以内に納入していただきます。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は南九州市に帰属することになります。
- (3) 契約保証金には、利息は付しません。

12 所有権の移転等

売払物件の所有権は、売買代金を全額納入したときに移転します。売払物件の所有権が移転したときに、現状のまま引き渡しがあったものとします。

- (1) 売買代金の納入が確認された後、南九州市が所有権移転登記をしますので、その際登録免許税の現金領収書または収入印紙をご持参ください。
- (2) 売払物件は現状有姿で、越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとします（現地での引渡しは行いません）。

- (3) 所有権移転登記が終了次第、落札者に法務局から交付された登記識別情報通知をお渡しし、すべての手続きが終了します。

13 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用

14 留意事項

- (1) 一般競争入札に参加される方は、この要領及び市有財産売買契約書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 売払物件については、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知のうえ、申込みください。
なお、引渡し以降に土地、建物にかかる不具合があっても市は対応いたしません。
- (3) 越境物に関する隣接所有者との協議や電柱等の移設等は、すべて買受者において行っていただきます。
- (4) 建物を建築される際は、建築基準法又は南九州市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (5) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、南九州市契約規則、南九州市会計規則その他関係法令等の定めるところにより処理します。

15 問い合わせ先

この市有財産売払いについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

郵便番号 897-0392
南九州市知覧町郡 6204 番地
南九州市役所財政課 管財係
電話番号 0993-83-2511（内線 2072）

市有財産売買契約書

売払人 南九州市長 塗木 弘幸 及び買受人 《落札者名》 との間に次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

(売買)

第1条 売払人は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で買受人に売り渡すことを約し、買受人はこれを買受けることを承諾した。

〈土地〉

所在地番	地目	面積	面積	備考
南九州市穎娃町上別府 4773 番 23	土地	宅地	479.49 m ²	

〈建物〉

所在地	名称	構造等	延床面積	備考
南九州市穎娃町上別府 4773 番地 23	住宅	コンクリートブロック造 陸屋根	70.00 m ²	1 戸
	車庫	木造 スレート葺	17.50 m ²	1 棟

(信義誠実の義務)

第2条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第3条 売買代金は、《落札金額》 円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、この契約と同時に、契約保証金として 《落札金額の1割》 円を売払人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 《入札保証金額》 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を市に帰属させることができる。

(売買代金の支払い)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた 《落札金額の9割》 円を納入期限までに売払人に支払わなければならない。

(登記に必要な書類)

第6条 買受人は、この契約締結の際にあらかじめ所有権移転登記に必要な書類を売払人に提出しなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が第5条の売買代金を納付したときに買受人に移転する。

2 売払人は、売買物件の所有権が買受人に移転した後、遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売払人は、前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転したときに、現状のまま引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結のときから売買物件の引き渡しの時までに、売買物件が売払人の責に帰することができない事由により滅失し、又は損傷した時は、その滅失又は損傷は、買受人の負担に帰することとする。

(契約不適合責任の免除)

第10条 買受人は、民法(明治29年法律第89号)及び本契約の他の条項にかかわらず、買受ける本件目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(公租公課)

第11条 第6条に規定する所有権移転後の原因による売買物件の公租公課その他の費用は、すべて買受人の負担とする。

(用途制限)

第12条 買受人は、この契約締結の日から5年間は、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第3項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するもの
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設その他これに類するもの
- (5) 悪臭や騒音など地域住民に迷惑がかかる施設等に類するもの

(実地調査等)

第13条 売払人は、買受人のこの契約履行について必要があると認めるときは、買受人に対し、随時その業務又は資産の状況に関して質問をし、帳簿、書類、売買物件その他の物件を調査(実地調査を含む。)し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 買受人は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第14条 売払人は、買受人がこの契約に規定する義務に違反した場合において、この契約を解除することができる。

- 2 売払人は、買受人が次の各号に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

とき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき

- 3 売払人は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 買受人は、売払人が第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った遅延利息、違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(買受人の原状回復義務)

第16条 買受人は、売払人が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 前項ただし書の場合において、造作買取請求権の義務を売払人は負わないものとする。
- 3 買受人は、第1項のただし書の場合において、買受人の責めに帰すべき事由により、損害を売払人に与えているときで売払人が請求したときは、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。
- 4 買受人は、第1項の定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売払人は、買受人がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 売払人は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第16条第3項若しくは前条に規定する損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て買受人の負担とする。

(違約金)

第20条 買受人は、第12条に定める用途制限の義務に違反したときは、売買代金の100分の30の金額を違約金として売払人に対し、支払わなければならない。ただし、第2項に該当する場合を除く。

- 2 前項の違約金は違約罰であって、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(疑義の決定)

第21条 売払人及び買受人は、この契約に定めがない事項及びこの契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、法令、南九州市の関係条例及び規則等に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第22条 売払人及び買受人は、この契約に関する紛争について売払人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人買受人記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
南九州市長 塗木 弘幸 ⑩

買受人 《落札者の住所・氏名》 ⑩

- (注) 1 契約書中《 》と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。
2 契約書に使用する印鑑は、法人代表者印又は実印とする。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

南九州市長 塗木 弘幸 様

申込者 住 所 〒
(所在地)
ふりがな
氏 名 (印)
(法人名及び代表者名) (実印)
電話番号

(共有名義の場合)

私は、上記申込者を代表者として選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

共有者 住 所 〒
(所在地)
ふりがな
氏 名 (印)
(法人名及び代表者名) (実印)
電話番号

下記物件の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。また、審査にあたって、市が市税等の納付状況等を調査することに同意します。

物件番号	物 件 名
1	旧青戸中学校教頭住宅

購入後の使用目的

[添付書類]

- ・申込者及び共有者の住民票抄本（外国人登録原票記載事項証明書）、法人の場合は現在事項全部証明書
- ・申込者及び共有者の印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書
- ・誓約書
- ・納税証明書

[注意事項]

- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・共有名義で申し込まれる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続きを行う方が記名押印を、共有者欄に申込者以外の方の共有者が記名押印してください。
- ・証明書類は、発行後3箇月以内のものを添付してください。
- ・申込物件ごとに、申込書及び添付書類（原本）の提出が必要となります。

※ 申込みされた場合は、受付印を押したこの申込書の写しを受付済書として送付します。

受付印

誓 約 書

私は、南九州市が実施する一般競争入札による市有財産売払いの申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 市有財産売払一般競争入札応募要領に記載する入札参加資格のない者に該当しません。
- 2 入札に際し、市有財産売払一般競争入札応募要領、市有財産売買契約書、売払物件の現状及び法令上の規制等をすべて承知のうえ参加します。後日、これらの事柄について南九州市に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

令和 年 月 日

南九州市長 塗木 弘幸 様

申込者 住 所 〒
(所在地)

氏 名 ⑩
(法人名及び代表者名) (実印)

(共有名義の場合)
共有者 住 所 〒
(所在地)

氏 名 ⑩
(法人名及び代表者名) (実印)

[注意事項]

- ・印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印及び共有者印と同一のものを使用してください。

入 札 書

入札金額	円也
------	----

物件番号	物 件 名
1	旧青戸中学校教頭住宅

市有財産売払一般競争入札応募要領、市有財産売買契約書及び売買物件の現状を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

南九州市長 塗木 弘幸 様

入札者 住 所 〒
(申込者) (所在地)

氏 名 (法人名及び代表者名) (実印)

代理人 住 所 〒
(所在地)

氏 名 (法人名及び代表者名) (代理人使用印)

令和 年 月 日 上記金額で落札決定通知 (印)

[注意事項]

- ・入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- ・入札者の印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用してください。
- ・代理人が入札する場合は、入札者（申込者）の住所、氏名（印は不要）、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・入札金額は、アラビア数字（0.1.2.3...）ではっきりと記載し、数字の前に「¥」マークを記載してください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。

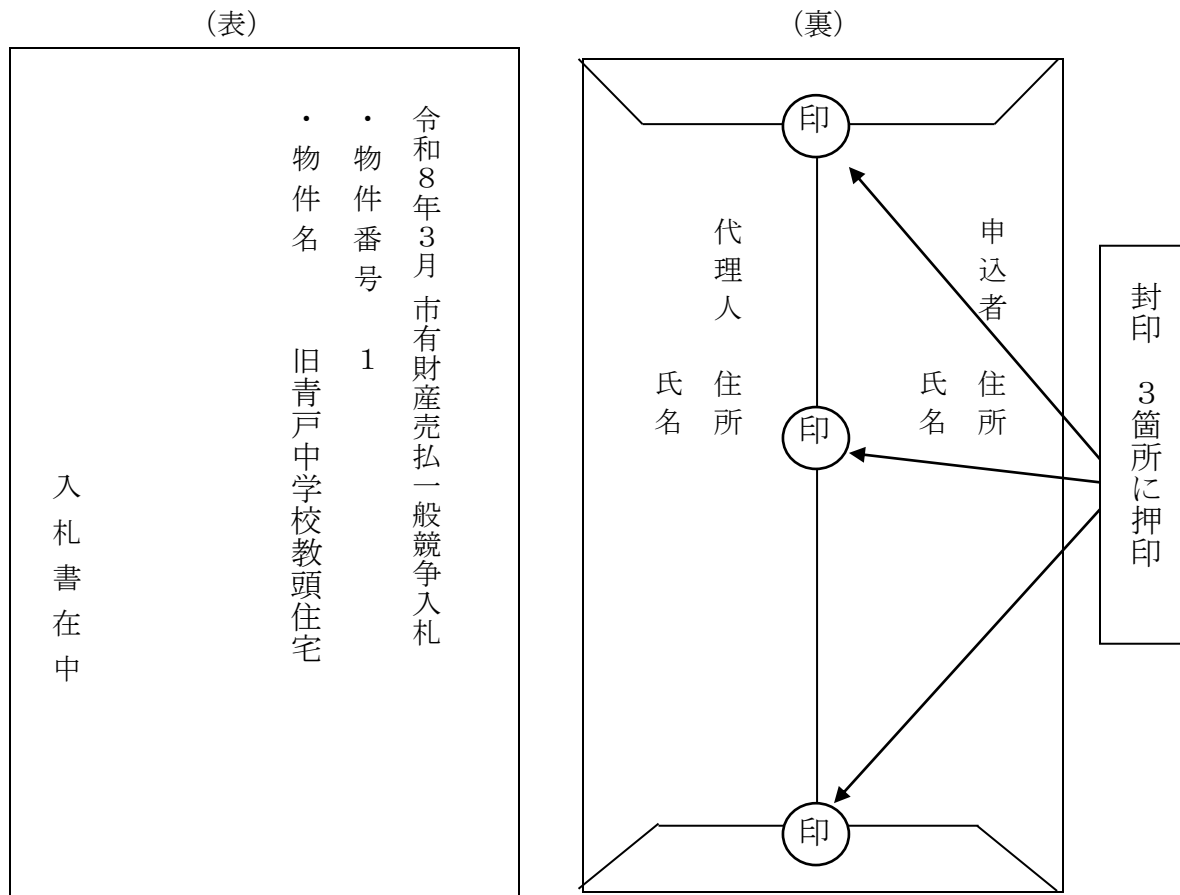
入札書封筒の記入例

- 1 封筒は、縦長の普通のもので、下記内容をペン又はボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。
- 2 入札書の印及び封筒の印は、申込書に押印した印を使用してください。

注 封筒に入れるもの

入札書

※代理の場合は、委任者の印鑑証明書及び委任状も同封してください。



委 任 状

代理人 住所

氏名

(電話)

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の、市有財産の一般競争入札及びこれに付随する一切の権限

物件番号	物 件 名
1	旧青戸中学校教頭住宅

令和 年 月 日

委任者
住所

氏名
(電話)

⑩

- (注) 1 委任者の印鑑証明を必ず添付すること。
2 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

車庫及び住宅の平面図（旧青戸中学校教頭住宅）

